

第1章 計画策定にあたって

1 計画の目的

本市では、市民の消費生活の安定と向上を図るため、平成22（2010）年4月1日に「堺市消費生活条例」を施行し、同条例第2条において、消費者施策の推進にあたっては消費者の権利の尊重及び消費者の自立支援を基本として行われなければならないことを明記しています。

また、次の8つの事項を消費者の権利として規定しています。

8つの消費者の権利

- 1 消費生活において生命、身体及び財産の安全が確保されること
- 2 商品及び役務について自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること
- 3 商品及び役務について不当な取引条件および取引方法を強制されないこと
- 4 消費生活において個人情報侵害されないこと
- 5 消費生活に関して必要な情報が提供されること
- 6 消費生活に関する教育を受ける機会が提供されること
- 7 消費者施策に意見が反映されること
- 8 消費生活において被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること

これらの消費者の権利の実現や消費者の自立支援を図るため、同条例第9条では、消費者施策を総合的かつ計画的に推進し、消費者施策の推進に関する基本的な計画を定めることを規定しています。

「第3期堺市消費者基本計画」（以下、「本計画」という。）は、条例第2条に掲げる基本理念ならびに第9条の規定に基づき、今後取り組むべき消費者施策の基本的な方針と施策の具体的内容を明らかにし、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までを対象期間とする「第2期堺市消費者基本計画」（以下、「前計画」という。）の計画期間が終了することに伴い、後継計画として策定するものです。

また、平成24（2012）年12月に消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的に制定された「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、同法第10条に基づく「消費者教育推進計画」に相当する内容を記載することで、前計画に引き続き当該計画を包含するものとして策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、市が将来にわたって持続可能な都市経営を推進するために取り組むべき方向性を示す「堺市基本計画2025」を上位計画とし、その政策領域別計画として位置付けます。

また、関連分野における行政計画や指針との調和を図り、国の「消費者基本計画」や「大阪府消費者基本計画（第2期）」との整合性を有する計画として策定するものです。

3 計画期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

なお、期間途中においても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じ、必要な見直しを行います。